

うわじまがいな健康カーニバル企画運営業務における公募型プロポーザル実施要領

うわじまがいな健康カーニバル企画運営業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1. 目的

宇和島市の高齢者を対象とした身体機能の向上と認知症予防を目的とした「うわじまガイヤ健康体操」は平成28年6月から普及啓発を始め、体操実施者は市内で現在2,200名以上に上り、体操を継続する事による身体機能の向上事例も増え始め、今後更なる普及啓発を実施したいと考えている。

平成30年度から開始した当イベントにおいては「うわじまガイヤ健康体操」の協力団体で内容を競い合うグランプリとして開始し、体操の更なる拡大を図るとともに、体操を実施中の「うわじまガイヤ健康体操協力団体」の更なるモチベーションの維持・向上を目指す。

2. 業務概要

(1) 業務名

うわじまがいな健康カーニバル企画運営業務

(2) 業務内容

別に定めるうわじまがいな健康カーニバル企画運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

(4) 委託費用限度額

金2,250,000円（消費税及び地方消費税額込）

(5) 事業担当課

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市高齢者福祉課 地域包括支援センター
電話番号 0895-24-1111（内線2107）
E-Mail ikiiki-hokatsu@city.uwajima.lg.jp

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和7.8年度宇和島市入札参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のほか、次の要件に該当する者でないこと。

①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者。

(2) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日において、宇和島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けてないこと。

(3) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）に、地方公共団体からイベントに係る委託事業の受注実績があること。

4. 質問の提出期限等

(1) 提出期限

令和7年7月15日（火）午後5時15分まで

(2) 提出場所

2. (5) に規定する事業担当課

(3) 提出方法

質問書（様式1）を作成し、2. (5)に規定する事業担当課に電子メール（ikiiki-hokatsu@city.uwajima.lg.jp）にて提出すること。

(4) 質問に対する回答

令和7年7月17日（木）午後5時15分までに質問者へ書面（電子メール）で回答するとともに、事業担当課のホームページに掲載する。ただし、本業務の受託候補者の選定において、公平性を保てないと判断される質問については、回答、公表しない場合がある。

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

仕様書に基づき、企画内容等の詳細を企画提案書に記載して次のとおり提出すること。
企画提案書は各参加者1案のみとし、企画提案書は、表紙、目次を除きA4判20ページ以内で作成し、資料等を添付すること。見積書は、1通でよいが、イベント毎に積算し、表記すること。

※企画提案書には、スタッフの体制及び過去に実施した類似業務の成果も盛り込むこと。また、過去に実施した類似業務の実績を証するものを添付すること。

- ・企画提案申込書（様式2：1部、代表者印を押印したもの。）
 - ・企画提案書（様式自由：6部）
 - ・見積書（様式自由：6部：代表者印を押印の上、宇和島市長宛としたもの。
- ※（注意）上記提出資料の用紙はA4とすること。

- ・会社概要（前年度決算書類を含む）1部、会社概要については既存資料でも可。

(2) 提出期限

令和7年8月1日（金）午後5時15分まで

(3) 提出場所

2. (5) に規定する事業担当課

(4) 提出方法

令和7年7月10日（木）から8月1日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までに関係書類とともに持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) その他

- ①1者につき1提案のみとする。
- ②受領した提出物は返却しないものとする。また、書類等の追加提出は認めないものとする。

6. 企画提案書等の審査方法及び評価基準

(1) 審査会の設置

応募申請書類等の審査、評価及び特定を行うため、うわじまがいな健康カーニバル企画運営業務審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査項目及び評価基準

①応募申請書類等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準（別紙 うわじまがいな健康カーニバル企画運営業務評価基準）に基づき審査及び評価を行う。

- ア 業務実績
- イ 業務実施体制
- ウ 企画提案書等の提案内容
- エ 価格

②審査については書類による審査の他、必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

(3) 受託候補者の特定

①審査会において、(2) の審査項目及び評価基準により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、評価点の合計が基準点に達した者について、評価点の合計により順位を決定し、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

②応募者が1者のみの場合でも、審査会の評価結果により、評価点の合計が基準点に達した者であり提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該者を受託候補者として特定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに応募者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

①審査結果

②受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

(5) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、受託候補者名および評価点を公表するものとする。

7. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施（開催すると判断した場合のみ）

(1) 実施予定日・会場

令和7年8月中旬 ※別途日時・会場を通知する。

(2) 実施時間

1者につき20分（プレゼンテーション15分、ヒアリング5分）程度とする。

※提案者の数により、時間変更を行う場合がある。

(3) 出席者

1者につき2名以内とする。業務責任者となる予定のものは原則出席すること

(4) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえたうえでパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは宇和島市が用意するが、パソコン、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、応募者が用意すること。なお、プレゼンテーション・ヒアリング審査は個別に行い、非公開とする。

8. 契約に関する基本事項

受託候補者とうわじまがいな健康カーニバルについてそれぞれ協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を作成するものとし、当該業務毎に仕様書に基づく見積書を徴収した後、主催者間で随意契約の方法により契約を締結するものとする。

9. スケジュール

(1) 実施要領の配付

令和7年7月10日(木)～8月1日(金)

(2) 質問の受付

令和7年7月10日(木)～7月15日(火)

(3) 質問の回答・公表

令和7年7月15日(火)～7月17日(木)

(4) 企画提案書提出期間

令和7年7月10日(木)～8月1日(金)

(5) 審査（プレゼンテーション・ヒアリング含む）必要と判断した場合

令和7年8月中旬

(6) 審査結果通知

令和7年8月下旬

(7) 業務委託契約締結

令和7年9月上旬

10. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領に違反した場合
- (3) 企画提案書等に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (5) 公正を欠いた行為があったとして審査会が認めた場合
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (7) 契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

11. その他

- (1) 本件に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された応募申請書類等は返還しない。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 契約の締結にあつては、主催者が用意する契約書を使用する。
- (6) 実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、別途公告するものとする。

別紙

うわじまがいな健康カーニバル企画運営業務委託評価基準

審査項目	評価の視点	配点
業務実績	類似業務の実績はあるか。幅広いイベントの実績があるか。	10
業務執行体制	業務遂行のために適切な人員配置及び役割分担を整えているか。また受注者との連絡・調整・報告が速やかに行える体制がとられているか。	10
企画提案	高齢者の健康づくりを広くPRできる内容になっているか。	20
	高齢者の参加意欲がわく内容になっているか。	20
	高齢者のみならず他世代が参加しやすい内容となっているか。	10
	参加者の健康状態・安全について配慮が確保されているか。	10
	業務スケジュールは現実的なものか、また宇和島市との業務分担は適切か。	10
価格	10点×（応募者の中で最低応募価格）÷（応募価格）＝得点 ※小数点以下切り捨て	10
合計		100

評価の方法について

- (1) 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- (2) 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- (3) 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- (4) 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。